

# コンクリート二次製品検査基準

## 第1 目的

この基準は、長野県が発注する農業農村整備事業における工事の実施にあたり、工事において使用するコンクリート二次製品（以下、「二次製品」という。）の検査に必要な事項について示すものである。

## 第2 適用

この検査基準は製造工程が一貫して管理されている二次製品について行う検査に適用するものである。

## 第3 検査の内容

### (1) 工場検査

JIS 規格製品及び JIS 規格同等品については、日本工業規格を充分熟知し、必要に応じ JIS 規格に準じて検査を行うものとする。

JIS 規格外製品については、製造業者が定めている基準により、寸法、重量、配筋等について必要に応じて検査を行うものとする。なお、品質及び寸法の許容差は、類似の JIS 製品の規定を準用する。

また、実施検査（工場検査）で確認出来ない場合は工場で行った試験成績書又は施工管理記録により、確認するものとする。

### (2) 現地検査

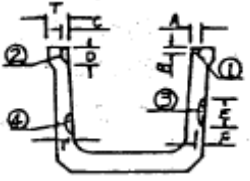
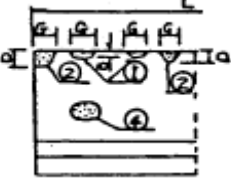
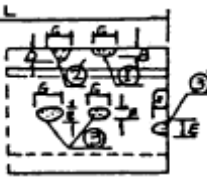


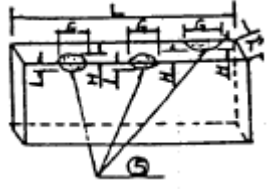
外観、形状については、現場へ搬入の都度全数を検査対象とする。

検査は、製品表面の気泡孔、凹凸、ひび割れ、あばた、製品自体のねじれ、そり等について行うものとし、欠損品については、別表「欠損品の許容基準」に定める基準により実施し判定を行う。

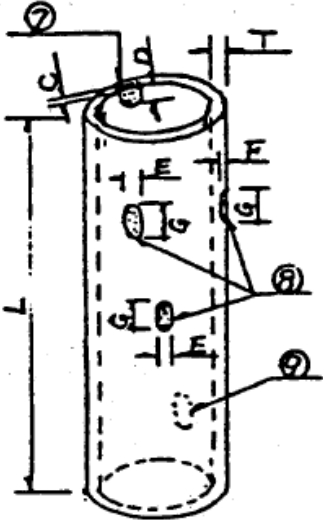
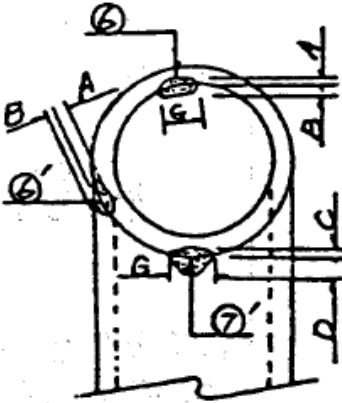
## 第4 検査結果

検査結果は復命書、工事記録簿及び監督日誌等に記録するものとする。

(別表) 欠損品の許容基準

適用品目	欠損	寸法記号	基準	適用	
1 コンクリートフリーム類(ベンチフリーム、トラジションフリーム、落差フリーム、カーブフリーム、横断フリーム等)、道路用各種コンクリート製品、L型ブロック、落差工、水槽、柵杭、ボックスカルバート、一体型柵渠  断面  側面  (内面)   (外面)		A	$T \times 1 / 2$	'にも準用する。	
		B	15mm		
		C	15mm	'にも準用する。	
		D	$T \times 1 / 2$		
		E	T	鉄筋の露出があれば不合格とする。	
		F	$T' \times 1 / 3$		
		E	T		
		F	$T' \times 1 / 3$		
		~	G	1ヶ所 100mm ~ の合計長 $L / 4$	
				欠損を認めない	
				柵渠のアーム及びL型ブロックの長さLはそれぞれの内面長とする。   許容基準値内の欠損部の修理は現場においてのみ認める。 落差工水槽のLは2辺の計とする。   それぞれが5mm以内は欠損としない。	
2 板柵  		H	10mm		
		I	10mm		
		G	1ヶ所 100mm延べ長 $L / 4$		

(別表) 欠損品の許容基準

適用品目	欠損	寸法記号	基準	適用	
<p data-bbox="204 230 497 259">3 鉄筋コンクリート管類</p> <p data-bbox="357 338 434 367">側面</p>  <p data-bbox="357 1032 434 1061">断面</p> 		A	$T \times 1 / 3$	`にも準用する	
		B	15mm		
		C	15mm	`にも準用する	
		D	$T \times 1 / 2$		
			E	T	
			F	$T \times 1 / 5$	
	~		G	1ヶ所 100mm ~ の 合計長 $L / 5$	T × 1 / 5 が 10mm を超える場合は、10 mm以内、ただし、鉄 筋の露出があれば不 合格
				欠損を認めない	
					それぞれ5mm以内は 欠損としない。